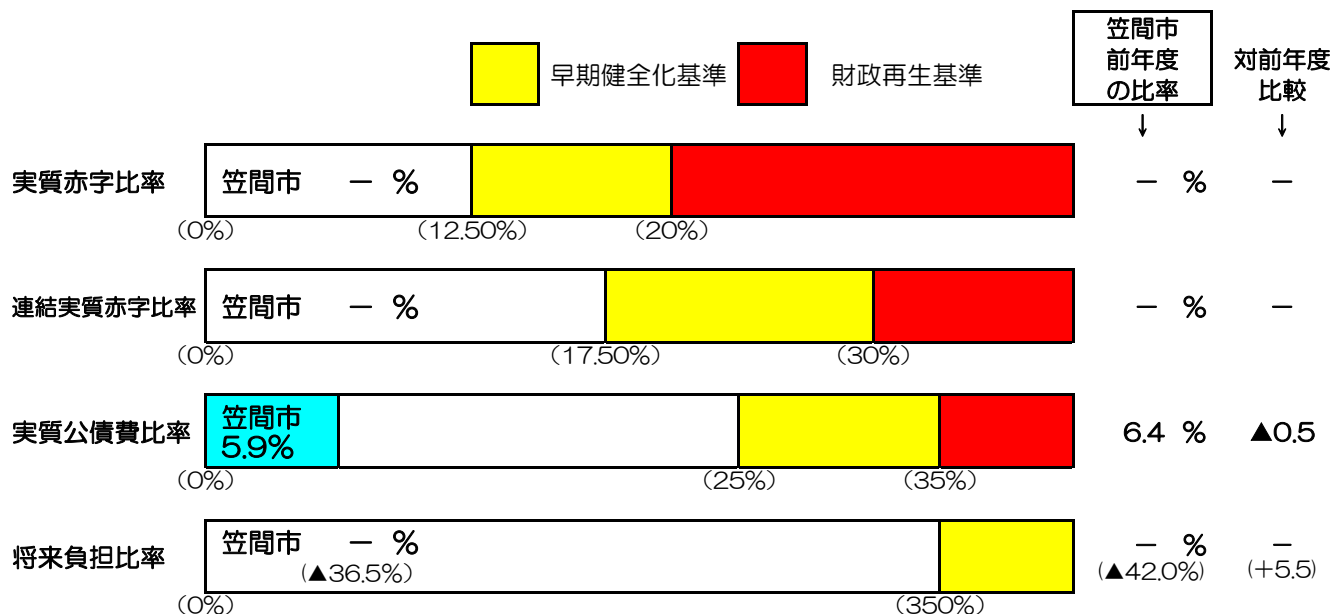


令和6年度決算における健全化判断比率について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標を「健全化判断比率」として定めています。

笠間市の令和6年度決算における健全化判断比率は以下のとおりであり、すべての指標において、早期健全化基準を下回っています。



※実質赤字額または連結実質赤字額がない場合および将来負担比率が算定されない場合は「—」で表記されます。

健全化判断比率の概要

(1) 実質赤字比率

一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政経営の悪化の度合いを示すものです。

(2) 連結実質赤字比率

全会計（一般会計 + 特別会計）の赤字や黒字を合算し、笠間市全体としての財政経営の悪化の度合いを示すものです。

※特別会計：国民健康保険、介護保険、病院事業、水道事業、下水道事業など。

(3) 実質公債費比率（3カ年平均）

一般会計等の借入金（地方債）の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、借入金の返済による財政負担の程度を示すものです（全会計＋笠間地方広域事務組合などの一部事務組合等が対象）。

(4) 将来負担比率

一般会計等の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すものです（全会計＋一部事務組合＋第三セクター等が対象）。

- * 早期健全化基準 : この基準以上となった場合は、財政健全化計画を議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣・県知事への報告、また、毎年度その実施状況の議会への報告、公表が必要となります。
- * 財政再生基準 : この基準以上となった場合は、財政再生計画を議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き地方債の借り入れができなくなります。

◎実質公債費比率の計算方法（令和6年度単年度）

A 地方債の元利償還金 3,403,548千円 + B 地方債の元利償還金に準ずるもの (準元利償還金※1) 617,668千円	-	C 元利償還金等に充てられる 特定財源 85,994千円 + D 元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額 3,036,723千円	=	実質公債費比率 (3カ年平均) 5.9%
E 標準財政規模※1 20,036,322千円	-	D 元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額 3,036,723千円	=	R6 5.3%
				R5 5.8%
				R4 6.9%

◎将来負担比率の計算方法

F 将来負担額※1 41,432,085千円	-	G 充当可能財源等※1 47,640,968千円	=	F - G ▲ 6,208,883千円	
E 標準財政規模※1 20,036,322千円	-	D 元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額 3,036,723千円	=	E - D 16,999,599千円	将来負担比率 - % (▲36.5%)

※1 財政健全化関係用語の説明

B 地方債の元利償還金に準ずるもの・・・下記①～⑤の合計

(準元利償還金)

- ① 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額
- ② 公営企業債の元利償還金に対する一般会計からの繰出金
- ③ 一部事務組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金・補助金
- ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ⑤ 一時借入金の利子

E 標準財政規模・・・市の一般財源の標準的大きさを示す指標

(標準税収入額等、普通交付税額、臨時財政対策債発行可能額の合計)

F 将来負担額・・・将来的に市の負担が見込まれる借金の返済等の合計額

(地方債の残高、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債等繰入見込額、退職手当負担見込額等の合計)

G 充当可能財源等・・・市の借金の返済等に充てることができる財源の合計額

(公債費に充当することができる基金、国庫支出金、公営住宅の賃貸料、地方交付税等の収入見込額の合計)

◎笠間市算定値の県内自治体との比較

(単位：%)

	令和6年度 算定値	令和5年度 算定値	令和5年度 県内順位(昇順)	令和5年度 県内平均
実質赤字比率	—	—	—	—
連結実質赤字比率	—	—	—	—
実質公債費比率	5.9	6.4	16位	6.6
将来負担比率	—	—	1位 ※2	23.3

※実質赤字額または連結実質赤字額がない場合および将来負担比率が算定されない場合は「—」で表記されます。

※2 笠間市外14市町村が「—」表記となっており、同率1位となっています。